

長野技術専門校浸水防止対策工事

長野技術専門校（受電室）

長野技術専門校浸水防止対策工事図面リスト			
長野技術専門校（受電室）			
N.O	SHEET TITLE	SCALE	
A-0 1	特記仕様書	—	
A-0 2	案内図・配置図	A-1 A-3	1:500 1:1000
A-0 3	受電室 平面図	A-1 A-3	1:25 1:50
A-0 4	受電室 展開図	A-1 A-3	1:25 1:50
A-0 5	受電室 止水版詳細図	A-1 A-3	1:5 1:10



長野技術専門校

県有施設浸水防止対策工事（その2）
長野技術専門校（受電室）

設計図

特記仕様書

I. 工事概要

1. 工事場所 長野市篠ノ井

2. 工事内容 浸水防止対策工事

3. 工事範囲

- *「3. 工事種目」すべてを工事範囲とする。
- *「3. 工事種目」のうち各工事項目における工事範囲は下記表のとおりとする。
ただし、他の工事種目は全て、今回工事範囲とする。

工事種目	建築主体工事			
工事項目				
2 仮設工事	○			
3 配管止水処理工事	○			
4 止水板設置工事	○			
5 止水板保管棚設置工事	○			

II. 管理技術者等

設計事務所名 株式会社 A.B. do一級建築士事務所	管理技術者 小林 均
主任担当技術者	担当技術者
(事務所名) (氏名)	(事務所名) (氏名)
構造担当 株式会社 A.B. do一級建築士事務所 小林 均	
積算担当 株式会社 A.B. do一級建築士事務所 小林 均	
意匠担当	

III. 建築改修工事仕様

- 面図及び特記仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官営施設部制定の下記仕様書等のうち、○をつけたものに適用する。
 - 公共住用建物工事共通仕様書（令和4年度版）
 - 公共建物改修工事標準仕様書（建築工事編）（最新版）（以下、「改修標準仕様書」という。）
 - 公共建物工事標準仕様書（建築工事編）（最新版）（以下、「標準仕様書」という。）
 - 建築工事標準詳細図（最新版）（以下、「標準詳細図」という。）
 - 建築物保全工事共通仕様書（最新版）
 - 敷地調査共通仕様書（最新版）
 - 工事写真的撮り方 建築編（最新版）
 - 公共建物工事標準仕様書（最新版）
 - 建設工事公衆災害防止対策要綱（建築工事編）
 - 公共建物工事標準仕様書（最新版）
 - 長野県建設リサイクル推進指針

(2) 電気設備工事及び機械設備工事を本工事に含む場合は、電気設備工事及び機械設備工事はそれぞれの特記仕様書を適用する。なお、電気設備工事の特記仕様書は（／）図、機械設備工事の特記仕様書は（／）図による。
(3) 本特記仕様書の表記

- 1) ○印の付いたものを適用する。
- 2) 特記事項は、○印の付いたものを適用する。
- 3) ○印の付かない場合は、※印の付いたものを適用する。
- 4) 特記事項に記載の（　）内表示番号は、標準仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。
- 5) 国印は、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）」に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和4年2月25日更変規則決定）」に定める特定調達物品における判断の基準（特定調達品目「公共交通」においては表1中の品目ごとの判断の基準）を満たすものを示す。

章 項 目 特 記 事 項

1 各章共通事項	1. 通用区分	建築基準法に基づき定まる風圧力及び積雪荷重の算定には次の条件を用いる。 - 風圧力 風速 (V0= m/s) 地表面粗度区分 (・I ・ II ・ III ・ IV) - 積雪荷重 平成12年5月31日建設省告示第1455号における区域 別表 ()
	2. 工事実績情報の登録	※ 通用する ○ 通用しない [1. 1. 4]
	3. 電気保安技術者	※ 通用する ○ 通用しない [1. 3. 3]
	4. 施工条件明示事項	・「現場説明事項・施工条件明示事項」による [1. 3. 5]
⑤ 環境への配慮		(1.4.1) [1. 4. 1] 1) 建築物内部に使用する材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有すると共に次の①から④を満たすものとする。 ① 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、壁紙、接着剤、保温材、緩衝材、断熱材、塗料、仕上塗材は、アセトアルデヒド及びスチレンを発散しない又は発散が極めて少ない材料で、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放出量」の区分に応じた材料を使用する。 ② 接着剤及び塗料は、トルエン、キシレン及びエチルベンゼンの含有量が少ない材料を使用する。 ③ 接着剤は、可塑性（フタル酸ジ- α -ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシル等を含有しない難燃性の可塑剤を除く）が添加されていない材料を使用する。 ④ ①の材料を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器類は、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ない材料を使用したものとする。
⑥ 材料の品質等		(1.4.2) [1. 4. 2] 1) 本工事に使用する材料は、設計図書に定める品質及び性能の他、通常有すべき品質及び性能を有するものとする。 2) 假考欄に商品名が記載された材料は、当該商品又は同等品を使用するものとし、同等品を使用する場合は監督職員の承諾を受ける。 3) 標準仕様書に記載されていない特別な材料の工法については、材料製造所の指定する工法とする。 4) 本工事に使用する材料のうち、5)に指定する材料の製造業者等は、次の①から⑥の事項を満たすものとし、その認証となる資料（外部機関が発行する認証書の写し等）を監督職員に提出して承諾を受ける。ただし、あらかじめ監督職員の承諾を受けた場合はこの限りでない。 ① 質量及び性能に関する試験データを整備していること。 ② 生産施設及び品質の管理を適切に行っていること。 ③ 安定的な供給が可能であること。 ④ 法令等で定める許可、認可、認定又は免許を取得していること。 ⑤ 製造は施工の実績があり、その信頼性があること。 ⑥ 販売、保守等の営業体制を整えていること。 5) 製造業者等に対する資料の提出を求める材料

7. 石綿含有建材の調査		[1. 5. 1]
調査		
※石綿含有建材の事前調査		
工事着手に先立ち、あらかじめ関係法令に基づき、石綿含有建材の事前調査を行う。		
貸与資料 ()		
・分析による石綿含有建材の調査		
分析対象		
アクリルノイド、アモサイト、アンソフィライト、クリソタイル、クロシドライト、トレモライト		
分析方法		
材料名		
定性分析方法		
(JIS A 1481-1) または (JIS A 1481-2)		
(JIS A 1481-3) または (JIS A 1481-5)		
・ (箇所)		

サンプル数 1箇所あたり3サンプル

採取箇所

- ・図示による

8. 施工数量調査

調査範囲及び調査方法

- ※ 図示

既存部分の破壊を行った場合の補修方法

- ※ 図示

9. 設備工事との取扱い

設備機器の位置、取扱い等の検討できる施工図を提出して、監督職員の承諾を受ける。

10. 技能士

※ 適用する (一級技能士を採用している現場である旨の表示をすること。)	[1. 7. 2]
・ 適用しない	
適用工事種目	技能検定作業
防水改修工事	<ul style="list-style-type: none"> ・ アスファルト防水工事業 ・ カーブ系塗膜防水工事業 ・ ガルバニム系塗膜防水工事業 ・ 合成ゴム系防水工事業 ・ 塩ビゴム系防水工事業 ・ セメント系防水工事業 ・ シリコン防水工事業 ・ 改質アスファルト系防水工事業 ・ FRP防水工事業 ・ 左官作業 ・ 内装板金作業
外壁改修工事	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外壁張り作業 ・ 建築塗装作業
建蔽改修工事	<ul style="list-style-type: none"> ・ ハウス用ガラス工事業 ・ ハウス工事業 ・ 自動ドア工事業
内装改修工事	<ul style="list-style-type: none"> ・ ブラック系床仕上げ工事業 ・ ハーフ系床仕上げ工事業 ・ 大工工事業 ・ 壁張り業
塗装改修工事	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築塗装作業
耐震改修工事	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鋼骨組立作業 ・ 型枠施工業 ・ びびり作業
石工事	<ul style="list-style-type: none"> ・ 石張り作業 ・ 造園工事作業
植栽工事	<ul style="list-style-type: none"> ・ 植栽作業

11. 化学物質の濃度測定

測定方法	※ パッセ法 (拡散法)	・ アクティブ法 (吸引法)
検査機器		
※ 環境計量証明事業の知事登録がある者で、監督員が承諾した者		
測定物質		
※ ホルムアルデヒド		
※ トルエン		
※ キシレン		
※ エチルベンゼン		
※ バラジオロブレンゼン		
※ スチレン		
測定箇所 (室)		
計 箇所		

12. 埋設配管・配線および鉄筋調査

あと施工アンカーエネルギー

6章および8章にある

コア抜き、はつり工事等

※既存資材調査

・ 探査機 (電磁波レーダー法又は電磁波誘導法)による探査

配管・配線等の位置の墨出を行う

範囲

※ 図示による

・ 放射線透過試験

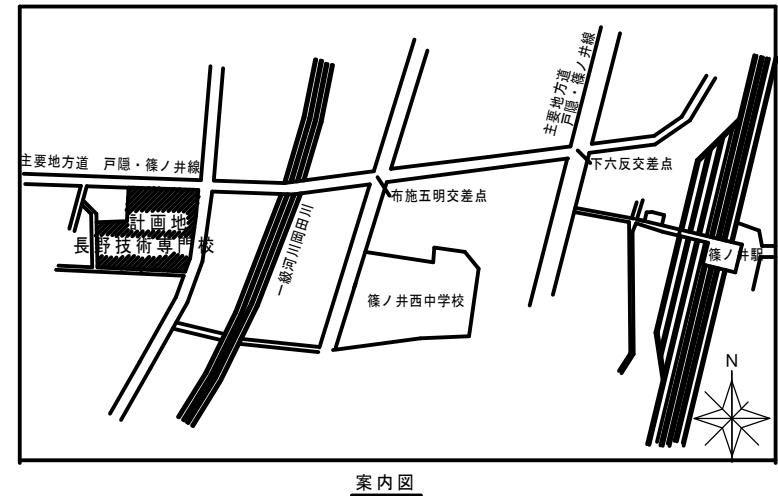
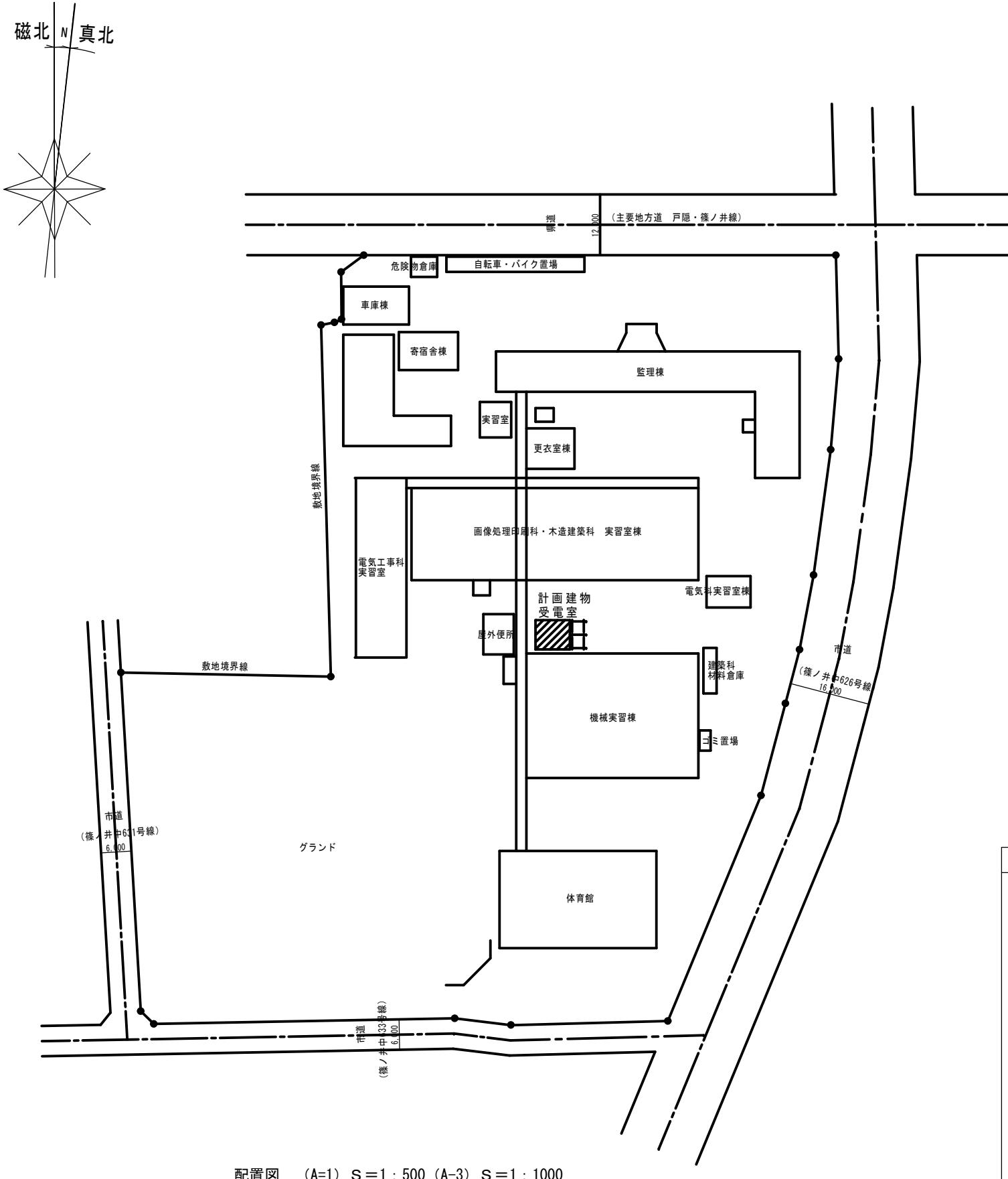
労働安全衛生法、「電離放射線障害防止規制」(昭和47年労働省令第41号)等に定めるところによるほか、次による。

1) 作業主任者は、ニックス線作業主任者の資格を有するものとし、資格を証明するものとし、資格を証明する資料を監督職員に提出する。

2) 放射線照射量は最も限るものとし、照射中は人体に影響のない程度まで照射器より離れる。また、作業者以外の入禁止措置を講ずる。

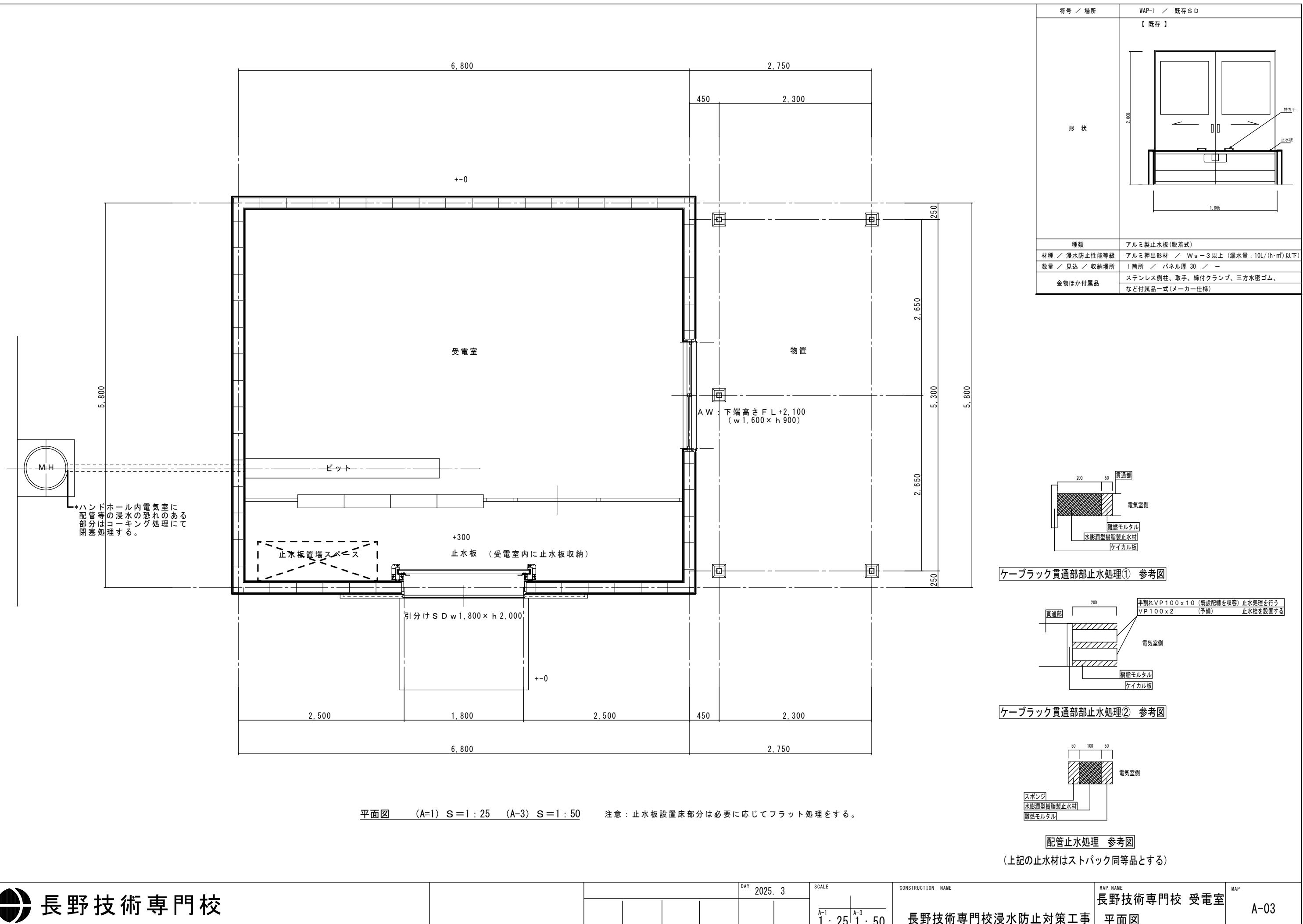
3) 露出時間は、コンクリートの厚さ等により、適宜調整する。

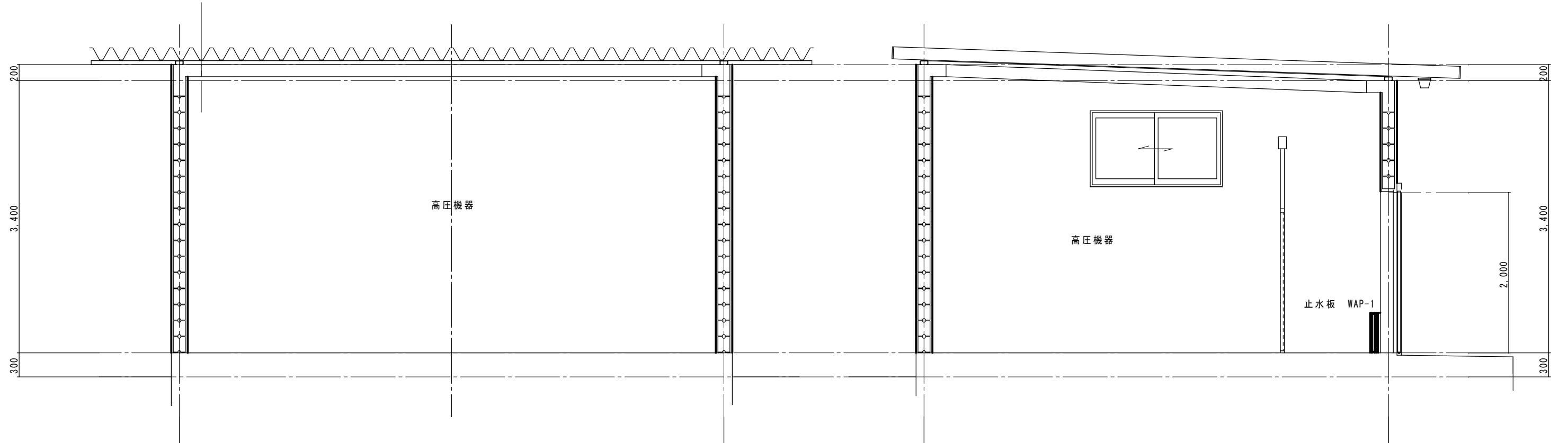
4) 付近にフィルム、磁気ディスク等放射線の影響を受けるものの有無を確認する。



工種	月 日	1カ月			2カ月			3カ月			4カ月		
		10	20	30	10	20	30	10	20	30	10	20	30
準備工事		着工準備・調査											
建築工事					図面作成								
					発電機置き場内工事	不陸調査					製作		
機械設備・電気設備工事					図面作成			外構工事			止水工事		
					発電機置き場内工事								
検査													検査期間

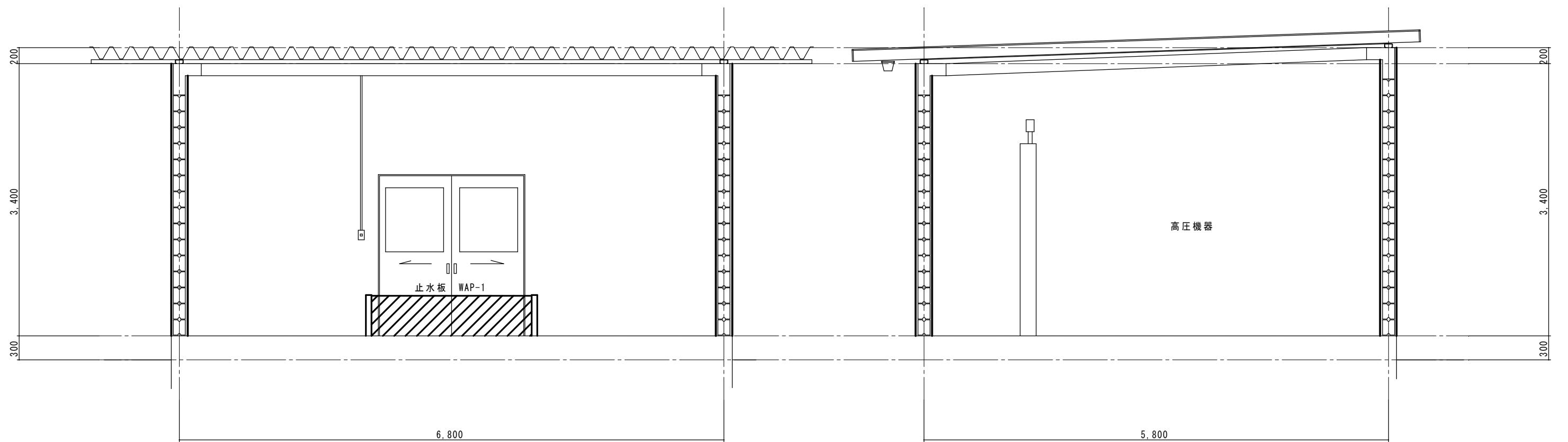
工事施工条件	
【施工時間】	作業は、原則として開庁日の午前8時30分から午後5時30分までとする。 ただし、騒音や振動が発生する作業や、第三者の通行の妨げとなる工事は、閉庁日（注1）の午前8時30分から午後5時30分までとし事前に監督職員及び施設管理者と協議を行う。 注1）閉庁日とは、行政機関の休日に関する法律における行政機関の休日とする。
【敷地内への立入の制限】	原則として特段の制限はないが、事前に監督職員及び施設管理者と協議を行う。
【改修工事関係】	本工事は、改修工事期間中の開校日も専門校生徒職員が入居し執務をしている「居ながらの改修工事」である。 また、来訪者が訪れるため、整然とした現場を維持し、第三者に対して細心の配慮すること。 作業員等は、原則として校舎の内部に無断で立ち入らないこと。 改修範囲周辺の備品等、工事に支障となるものの移動は、監督職員及び施設管理者と協議の元、行うこととする。 防犯の観点から、閉鎖及び施錠方法について、監督職員及び施設管理者と協議を行うこと。 その他、工事中に生じた施工条件については、監督職員との協議による。 工事施工にあたり、既存施設等に損傷を与えた場合、復旧その他の費用の負担は受注者の責任とする。





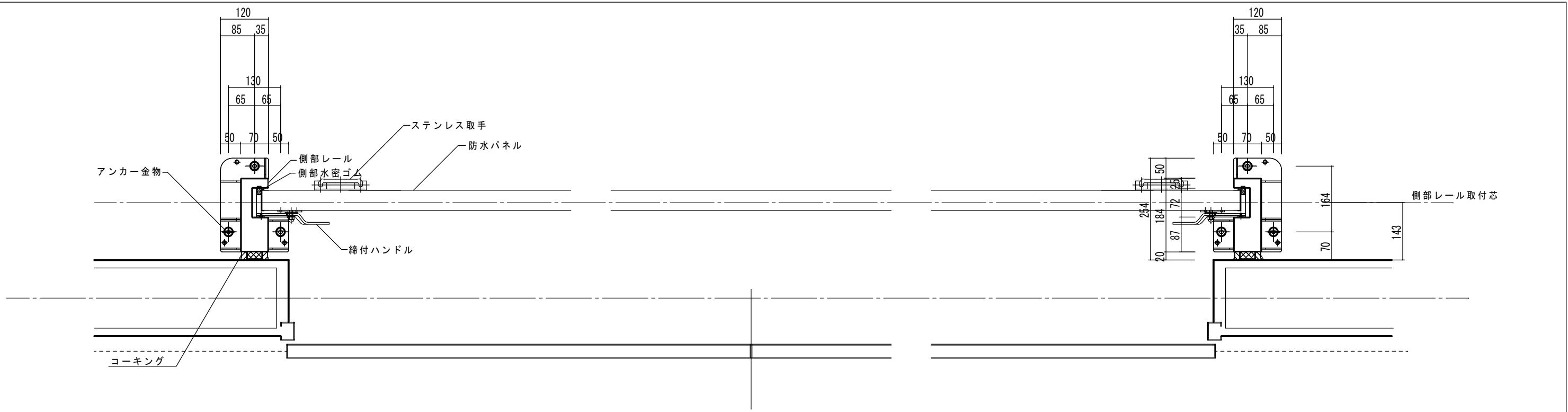
受電室 北面展開図 (A-1) S=1 : 25 (A-3) S=1:50

受電室 東面展開図 (A-1) S=1 : 25 (A-3) S=1:50

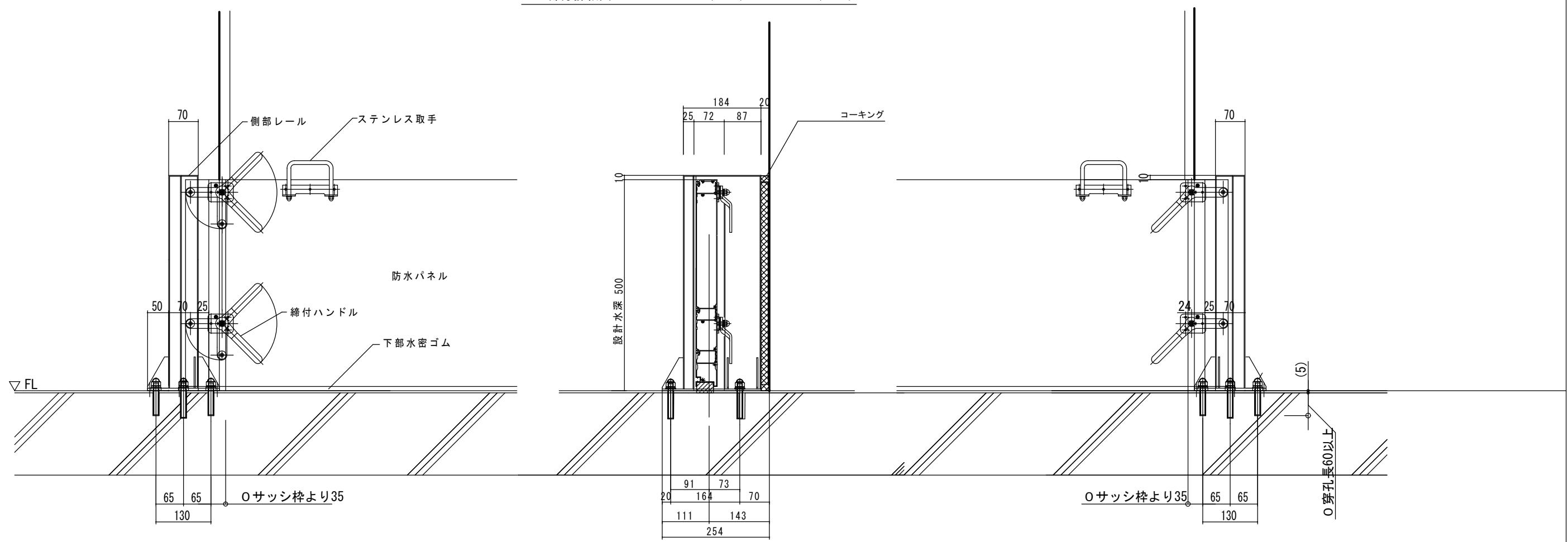


受電室 南面展開図 (A-1) S=1 : 25 (A-3) S=1:50

受電室 西面展開図 (A-1) S=1 : 25 (A-3) S=1:50



S D 部分詳細図 S=1:5 (A-1) S=1:10 (A-3)



注意：止水板設置床部分は必要に応じてフラット処理をする。

S D 部分詳細図 S=1:5 (A-1) S=1:10 (A-3)